

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年3月31日
【会社名】	コープケミカル株式会社
【英訳名】	CO-OP CHEMICAL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 小池 一平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区一番町23番地3
【電話番号】	03(3230)0011(代表)
【事務連絡者氏名】	総合企画部長 田村 洋一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区一番町23番地3
【電話番号】	03(3230)0916
【事務連絡者氏名】	総合企画部長 田村 洋一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成27年10月1日（予定）を効力発生日として片倉チッカリン株式会社（以下「片倉」といいます。）と対等の精神に基づき合併し（以下「本合併」といいます。）、両社の経営を統合することについて、平成27年2月17日に開催した取締役会の決議に基づき基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、臨時報告書（以下「平成27年2月17日付臨時報告書」といいます。）を提出致しました。

この度、当社は、本基本合意書及び平成27年3月27日に開催した取締役会の決議に基づき、平成27年3月31日に片倉との間で本合併に係る合併契約書（以下「本合併契約」といいます。）を締結いたしました。これにより、平成27年2月17日付臨時報告書において未定であった事項につき以下のとおり確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

(2) 本合併の目的

本合併によるメリット

(3) 本合併の方法、本合併に係る割当ての内容その他の本合併契約の内容

その他の本合併契約の内容

(5) 本合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

3【訂正内容】

訂正箇所は、下線_____を付して表示しております。

(訂正前)

(2) 本合併の目的

本合併によるメリット

合併後の新会社においては、当社及び片倉のそれぞれの強みを生かした、製品開発力・原材料調達力・生産力を強化し、農業の成長産業化に貢献できるような競争力のある会社として、積極的な事業展開を推進してまいります。

また、本合併により、双方の販売拠点と取扱品目の拡大を通じて、顧客である生産者様への対応力を強化することが可能となると考えております。さらに、原材料の調達面においても合併後の新会社におけるスケールメリットの享受、管理部門における重複機能の排除、生産品目の精査・見直しによる合理化などにより経営の効率を高め、生産コストの引下げを実現させたいと考えております。今後、当社と片倉は、合併委員会(仮称)を設置し、本合併の詳細を詰めるプロセスに進むとともに、公正取引委員会に対する事前届出並びに、本年6月下旬に開催予定の片倉の定時株主総会及び同月下旬に開催予定の当社の定時株主総会において本合併に係る合併契約の承認が得られることを相互に条件として、本合併を実施する予定です。

(3) 本合併の方法、本合併に係る割当ての内容その他の本合併契約の内容

その他の本合併契約の内容

合併契約を平成27年3月下旬に締結し、合併期日(効力発生日)は同年10月1日を予定しております。

(5) 本合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

- ・ 商号 片倉コープアグリ株式会社
(英文名 : Katakura & Co-op Agri Corporation)
(平成27年10月1日 商号変更予定)
- ・ 本店の所在地 東京都千代田区(予定)
- ・ 代表者の氏名 代表取締役会長 小池 一平(現・当社 取締役社長)(予定)
代表取締役社長 野村 豊(現・片倉 代表取締役社長)(予定)
- ・ 資本金の額 現時点では確定しておりません。
- ・ 純資産の額 現時点では確定しておりません。
- ・ 総資産の額 現時点では確定しておりません。
- ・ 事業の内容
 - ・ 肥料事業
 - ・ 飼料事業
 - ・ 化成品事業
 - ・ 不動産事業
 - ・ 化粧品事業
 - ・ その他事業

なお、上記の他、本合併に必要な事項は片倉と別途協議のうえ決定し、必要の都度、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

(訂正後)

(2) 本合併の目的

本合併によるメリット

合併後の新会社においては、当社及び片倉のそれぞれの強みを生かした、製品開発力・原材料調達力・生産力を強化し、農業の成長産業化に貢献できるような競争力のある会社として、積極的な事業展開を推進してまいります。

また、本合併により、双方の販売拠点と取扱品目の拡大を通じて、顧客である生産者様への対応力を強化することが可能となると考えております。さらに、原材料の調達面においても合併後の新会社におけるスケールメリットの享受、管理部門における重複機能の排除、生産品目の精査・見直しによる合理化などにより経営の効率を高め、生産コストの引下げを実現させたいと考えております。今後、当社と片倉は、合併委員会にて、本合併の詳細を詰めるプロセスを進めるとともに、公正取引委員会に対する事前届出並びに、本年6月下旬に開催予定の片倉の定時株主総会及び同月下旬に開催予定の当社の定時株主総会において本合併に係る合併契約の承認が得られることを相互に条件として、本合併を実施する予定です。

(3) 本合併の方法、本合併に係る割当ての内容その他の本合併契約の内容

その他の本合併契約の内容

合併契約を平成27年3月31日に締結し、合併期日(効力発生日)は同年10月1日を予定しております。

(5) 本合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

- ・ 商号 片倉コープアグリ株式会社
(英文名 : Katakura & Co-op Agri Corporation)
(平成27年10月1日 商号変更予定)
- ・ 本店の所在地 東京都千代田区(予定)
- ・ 代表者の氏名 代表取締役会長 小池 一平(現・当社 取締役社長)(予定)
代表取締役社長 野村 豊(現・片倉 代表取締役社長)(予定)
- ・ 資本金の額 4,214百万円
- ・ 純資産の額 現時点では確定していません。
- ・ 総資産の額 現時点では確定していません。
- ・ 事業の内容
 - ・ 肥料事業
 - ・ 飼料事業
 - ・ 化成品事業
 - ・ 不動産事業
 - ・ 化粧品事業
 - ・ その他事業

なお、上記の他、本合併に必要な事項は片倉と別途協議のうえ決定し、必要の都度、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。また、片倉との間で、平成27年3月31日に締結した本合併契約の内容は、以下のとおりです。

合併契約書

片倉チッカリン株式会社（以下「甲」という。）及びコープケミカル株式会社（以下「乙」という。）は、甲及び乙の合併に関して、2015年3月31日（以下「本締結日」という。）付で次のとおり合併契約書（以下「本合併契約書」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、対等の精神で合併することとし、本合併契約書に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として、会社法第749条に定める吸収合併をする（以下「本合併」という。）。

第2条（当事会社の商号及び本店所在地）

1. 甲及び乙の商号及び本店所在地は、次のとおりである。

(1) 甲（吸収合併存続会社）

商号 片倉チッカリン株式会社
本店所在地 東京都千代田区九段北一丁目13番5号

(2) 乙（吸収合併消滅会社）

商号 コープケミカル株式会社
本店所在地 東京都千代田区一番町23番地3

2. 甲及び乙は、本合併が効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）以降の甲（本効力発生日以降の甲を、以下「本合併会社」という。）の商号及び本店所在地を置く特別区を以下のとおりとする。

商号 片倉コープアグリ株式会社
（英文表記はKatakura & Co-op Agri Corporation）
本店所在地 東京都千代田区

第3条（本合併に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項等）

甲は、本合併に際し、第6条に定める本効力発生日の前日時点における最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、甲及び乙を除く。）に対し、その所有する乙の普通株式（但し、会社法第785条に基づく株式買取請求を行った株式を除く。）1株につき、甲の普通株式0.275株の割合をもって割当交付する。

第4条（資本金及び準備金等の額に関する事項）

1. 本合併により増加する資本金及び準備金等の額は、以下のとおりとする。

- (1) 資本金 : 0円
- (2) 資本準備金 : 0円
- (3) その他資本剰余金 : 会社計算規則第35条第1項に定める株主資本等変動額
- (4) 利益準備金 : 0円
- (5) その他利益剰余金 : 0円

2. 甲及び乙は、本合併の事務上の必要が生じた場合その他事由により、両者協議の上、前項に規定した資本金及び準備金等の額を変更することができる。

第5条（本合併の承認総会等）

1. 甲及び乙は、それぞれ2015年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会（以下「本株主総会」という。）において、本合併その他本合併に必要な事項について、承認を得るものとする。但し、甲及び乙は、合併手続進行上の必要性、独占禁止法上の手続その他の事情により日程調整が必要と認めた場合には、本株主総会に代えて、両社が別途合意する時期に株主総会をそれぞれ開催し、当該株主総会において上記の承認を得ることができる。
2. 甲及び乙は、法定の備置書類等の作成・備置など、本合併に必要な会社法上の手続を、誠実に協力して適時に行うものとする。

第6条（本合併の効力発生日）

1. 本効力発生日は、2015年10月1日とする。
2. 甲及び乙は、合併手続進行上の必要性、独占禁止法上の手続その他の事情により、本合併を前項の本効力発生日に実現することが困難であると認めた場合には、合意により前項の本効力発生日を変更することができる。

第7条（権利義務の承継）

甲は、本効力発生日において、本効力発生日現在における乙の全ての資産、負債及び権利義務を承継する。

第8条（本効力発生日までの事業の遂行）

甲及び乙は、本締結日から本効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって通常の範囲内で自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行うものとし、本合併契約書において規定又は予定されている事項を除き、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為（配当、大規模な資金調達、株式の発行、自己株式の処分、重要な投資、合併、会社分割、株式交換、株式移転、組織変更、事業譲渡、業務提携、事業再編、その他これらに準じる行為等を含むがこれらに限らない。なお、甲及び乙それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすかどうかは、株式会社東京証券取引所の諸規則に基づき適時開示が必要となるかどうかを基準とする。）を、相手方当事者の事前の書面による同意なくして行わないものとする。但し、本締結日以前に公表済みの行為はこの限りではない。

第9条（従業員の処遇）

甲は、本効力発生日において、乙の従業員を引き継ぐものとし、従業員に関する取扱いについては、別に甲乙協議の上、これを定める。

第10条（本合併後の主要事項）

1. 本合併会社の代表取締役の構成は、以下のとおりとする。
代表取締役会長：乙が本効力発生前に指名する者1名
代表取締役社長：甲が本効力発生前に指名する者1名
代表取締役専務：乙が本効力発生前に指名する者1名
2. 本合併会社の取締役は12名（甲が本効力発生前に指名する者6名（うち社外取締役2名）、乙が本効力発生前に指名する者6名（うち社外取締役2名））、監査役は6名（甲が本効力発生前に指名する者3名（うち社外監査役2名）、乙が本効力発生前に指名する者3名（うち社外監査役2名））とする。
3. 本合併会社には、取締役会、監査役会、会計監査人を置く。
4. 本合併会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第11条（合併条件の変更・解除）

本締結日から本効力発生日に至るまでの間において、（ ）天災地変その他の事由により甲又は乙の資産状態や経営状態に重要な変動が生じた場合、（ ）本合併に重要な影響を及ぼすと合理的に考えられるその他の事由が生じ又は判明した場合、又は（ ）その他の事情により本合併契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は、本合併契約書を解除することができる。

第12条（合併契約の効力）

本合併契約書は、本効力発生日の前日までに、（ ）第5条に定める甲及び乙の本株主総会の承認を得られなかった場合、又は、（ ）本合併に必要な法令に定められた関係官庁の許認可又は承認が得られなかった場合は、その効力を失う。

第13条（誠実協議）

本合併契約書に記載のない事項及び本合併契約書の各条項の解釈に疑義を生じた事項については、甲及び乙が誠実に協議の上、取り決めるものとする。

第14条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本合併契約書は日本法に準拠する。
2. 本合併契約書に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所をその第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上の合意を証するため、本書2通を作成し、各当事者は、それぞれ署名又は記名捺印の上、各1通ずつを保有する。

2015年3月31日

甲：東京都千代田区九段北一丁目13番5号
片倉チッカリン株式会社
代表取締役社長 野村 豊

乙：東京都千代田区一番町23番地3
コープケミカル株式会社
取締役社長 小池 一平